

●香川県告示第140号

平成19年香川県告示第513号（港湾施設（小型船舶用泊地）の供用開始）の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行する。

平成23年3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
港湾名	港湾施設の種 類	名 称	位 置	泊地区分	港湾名	港湾施設の種 類	名 称	位 置	泊地区分
引田港	水域施設 (小型船舶用泊地)	略			引田港	水域施設 (小型船舶用泊地)	略		
略					略				
高松港	略				高松港	略			
"	"	浜北第1護岸前泊地	高松市屋島西町地先	<u>C</u>	"	"	浜北第1護岸前泊地	高松市屋島西町地先	<u>B</u>
略					略				
内海港	略				内海港	略			
略					略				
"	"	苗羽港内護岸前泊地	略		"	"	苗羽港内護岸前泊地	略	
<u>"</u>	<u>"</u>	<u>苗羽-2.0m物揚場泊地</u>	<u>"</u>	<u>A</u>	"	"	苗羽港内護岸前泊地	略	
<u>"</u>	<u>"</u>	<u>苗羽第3防波堤前泊地</u>	<u>"</u>	<u>B</u>	"	"	苗羽第3けい船岸前泊地	略	
"	"	苗羽第3けい船岸前泊地	略		"	"	苗羽第3けい船岸前泊地	略	
略					略				